

名古屋大学 最先端半導体研究戦略室
事務補佐員（部局）（パートタイム勤務職員）の募集について

名古屋大学最先端半導体研究戦略室では、以下の要領により事務補佐員（部局）（パートタイム勤務職員）を募集します。

1. 勤務場所 【雇入れ直後】名古屋大学 最先端半導体研究戦略室（名古屋市千種区不老町）
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 募集人員 事務補佐員（部局）（パートタイム勤務職員） 1名
3. 業務内容 【雇入れ直後】「最先端半導体研究戦略室」における諸企画、連携企画（UPWARDS for The Future, JST/ASPIRE, 卓越大学院プログラムなど）に関する事務全般の補助
 - ・財務会計システム入力作業
 - ・関連事業費の会計・庶務等の一般事務
 - ・関連業務に係る教員・学生対応
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・その他、本事業に必要な業務【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集対象 学歴：短大卒以上
必要な経験等：
 - ① 関係部署、関係者と円滑にコミュニケーションをとり、任期満了時まで責任をもって業務遂行できること
 - ② パソコン操作（Microsoft Word, Excel, PowerPoint, 電子メール等）ができる方
 - ③ 大学の会計事務システム経験者であれば好ましい
 - ④ 留学支援関連の業務経験があれば尚好ましい
5. 雇用期間 着任日～令和8年3月31日
採用決定後、7月1日までのできるだけ早い着任を希望（応相談）
 - ・更新基準に基づく評価のうえ、年度ごとに更新する可能性あり
 - ※ 業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断。
 - ・更新する場合でも、令和10年3月31日までを限度とする。
 - ・最終雇用年齢は65歳に達した年の3月31日まで
6. 勤務条件
勤務時間：
月～金週5日勤務、9時00分～16時00分または10時00分～17時00分の1日6時間（週30時間）
※時間外労働 有（月平均 1 時間程度）
休憩時間： 12時00分～13時00分
休日： 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

加入保険等：共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険、労災保険

休 暇：年次有給休暇、その他忌引休暇等

7. 給 与 等 時 間 給：1,320円（経験により高度単価1,560円を適用する可能性があります）

通勤手当：支給（支給要件有り、上限150,000円／月）

受動喫煙措置：原則としてキャンパス内は喫煙禁止

8. 提出書類 履歴書（様式自由。氏名自署・写真貼付のこと。）
9. 選考方法 書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。
10. 応募方法 電子応募を原則とします。提出書類を1つのPDFにまとめて電子メール添付により送付、あるいはアップロードしたファイルサーバーのアドレスを電子メールにてご連絡ください。PDF ファイルにはパスワードを設定し、パスワードは別途お知らせください。電子メールの件名は「名古屋大学工学最先端半導体研究戦略室事務補佐員応募」としてください。内容を確認後、応募書類受領の連絡をいたします。
11. 応募期限 令和7年5月30日（金）正午必着
12. PDF ファイルの送付先・問い合わせ先
名古屋大学 最先端半導体研究戦略室 担当：中村 Dulamjav / 中塚 理
TEL: (052)789-3168 E-mail:norjin.dulamjav.j7@f.mail.nagoya-u.ac.jp
場所：工学部 IB 電子情報館1階 工学研究科 電子工学専攻 牧原研究室 キャンパスマップ（東山地区・建物配置図 C3-1）<https://www.nagoya-u.ac.jp/extra/map/index.html>
13. そ の 他 面接のための交通費は、自己負担とします。
提出いただいた書類は、本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。
「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また採用時には「誓約書」の提出が必要となります。
14. 募 集 者 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただきます。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局

氏名

☐ 類型①に該当 ☐ 類型②に該当 ☐ 類型③に該当 ☐ いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など
()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①

外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか？	No ☐
Yes ☐	
本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？	Yes ☐
No ☐	
本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？(通常、大学等では該当しません。)	Yes ☐
No ☐	
類型①に該当する。	類型①に該当しない。

類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？	No ☐
Yes ☐	
その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち 25 % 以上を占めているか？	No ☐
Yes ☐	
類型②に該当する。	類型②に該当しない。

類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか	No ☐
Yes ☐	
類型③に該当する。	類型③に該当しない。